

青森県電気機械器具製造業最低工賃

効力発生の日 令和8年5月1日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格		金額
シールド線	端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう）			100本につき 625円96銭
コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	1端子ごとに差すもの		100端子につき 34円32銭
		連続端子となっているもの		100回につき 73円75銭
アルミ電解コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状で行うもの	自動検査済みのもの	100個につき 13円74銭
		バラ状で行うもの		100個につき 24円42銭

※ 最低工賃に関するご相談・お問い合わせは
青森労働局労働基準部賃金室（TEL 017-734-4114）または最寄りの労働基準監督署へ